

# 論壇



山口 光恒

や生命を守るための農薬の信用  
基準や自動車排ガス規制によ  
り、他国の農産物が事実上補  
けられたり、自動車輸出が制  
約されたりする場合があります。長田  
氏はこうした場合に、自由貿易  
への障害を理由に、輸入国の基

それが貿易に差別的に働か  
ず、自由貿易への障害をい  
わねばならぬのである。第  
二の問題は、生産上種にか  
かわるものの環境基準が低  
いため、その国の企業が国際  
競争上有利となり(環境ダン

すのまたの要因は、現地の雇用  
事情(良質労働力の確保も資金  
水進)、市場参入、税関面での  
際通措置、言語、カンパリー  
スルなどである。環境リスクの  
差は、こうした研究結果を見  
ても一般的には極めて小さい。

は、各国の共通理解の上で国際  
環境条約を締結し、それを順守  
することが最も大切であるが、  
効果を得るためには、締結国  
をできる限り増やす必要があ  
る。問題の重要性に鑑み、か  
が、自由貿易のための非締  
約国に対する例外的な貿易制限  
措置ももて得ない(筆者はそ  
その。実際には、絶滅の恐れ  
のある野生生物を保護するワ  
ンテン条約やフロンタス条約  
するワントン条約を締結する  
ワントン条約の三條約で、非締  
約国に対する貿易上の差別措置  
が認められているが、こうした  
措置がワットの場で争われた  
は、これらである。

## 自由貿易の新機構と地球環境

誰がより低い国際基準に引き  
上げられる危険を指摘してい  
る。しかしワットの条文中、一  
の商品環境基準が内外無差別  
適用される場合、その上、  
生命・健康の保護も天然資源  
の保存に関し、一定の制約は  
あるものの、内外無差別の原則  
の適用除外が認められてい  
る。また、トンネル前事務局長

ワ問題)、基準の低い国から  
緩い国に企業が逃がす(公  
輸)とこの問題である。長  
田氏の主張の点に、多国籍  
企業による、発展途上国の健康  
被害や環境汚染に対する対応が  
あるが、その一部はワット  
公書輸出を指しているものと  
わかる。確かに緩い環境規則  
のために先進国では農業の  
くたつた企業が途上国で農業  
の例が少なくない。しかし、企  
業が海外に進出するのことで、

業の自由。環境問題や国際的な  
自由貿易ルールの問題と同じ  
で論じては非難がある。公  
書輸送は、当該国間で解決  
すべきであり、解決すべき。自  
由貿易の国際ルールと環境保護  
にかかわる本質の問題は、地球  
温暖化やオゾン層の破壊など、  
長期的に見て、人類の存続の  
ものにかわる地球環境問題に  
関心がある。

として、新たに設立されるW  
TOでは、地球環境と自由貿易  
についての論議は進められて  
いる。筆者は、自由貿易の推進  
と自由貿易の推進を図りつつ、  
国際的に認められる新たな条  
約(科学的な根拠と緊急性、費用  
効率など)を講じた場合の  
み、環境国際協定に基づき貿易  
制限を例外措置として認めて  
いく方向が望ましいと期待する。

第一は、輸入国の厳しい環境  
・商・商品基準が貿易障壁にあた  
る。輸送国からの問題提起  
は、例え、自由貿易の健康

は、各国の共通理解の上で国際  
環境条約を締結し、それを順守  
することが最も大切であるが、  
効果を得るためには、締結国  
をできる限り増やす必要があ  
る。問題の重要性に鑑み、か  
が、自由貿易のための非締  
約国に対する例外的な貿易制限  
措置ももて得ない(筆者はそ  
その。実際には、絶滅の恐れ  
のある野生生物を保護するワ  
ンテン条約やフロンタス条約  
するワントン条約を締結する  
ワントン条約の三條約で、非締  
約国に対する貿易上の差別措置  
が認められているが、こうした  
措置がワットの場で争われた  
は、これらである。

として、新たに設立されるW  
TOでは、地球環境と自由貿易  
についての論議は進められて  
いる。筆者は、自由貿易の推進  
と自由貿易の推進を図りつつ、  
国際的に認められる新たな条  
約(科学的な根拠と緊急性、費用  
効率など)を講じた場合の  
み、環境国際協定に基づき貿易  
制限を例外措置として認めて  
いく方向が望ましいと期待する。

として、新たに設立されるW  
TOでは、地球環境と自由貿易  
についての論議は進められて  
いる。筆者は、自由貿易の推進  
と自由貿易の推進を図りつつ、  
国際的に認められる新たな条  
約(科学的な根拠と緊急性、費用  
効率など)を講じた場合の  
み、環境国際協定に基づき貿易  
制限を例外措置として認めて  
いく方向が望ましいと期待する。

(東京海上火災保険・クリー  
ンロジスティクス事務局長 山口光恒)